

新型コロナウイルス感染症対策と 児童館運営に関するガイドライン

令和3年3月
子育て支援課

目 次

児童館運営ガイドライン 総論	P 2
児童館運営ガイドラインの趣旨	P 2
児童館における感染症対策の考え方	P 2
児童館における基本的な取り組み姿勢	P 3
環境整備に関するガイドライン	P 4
日常運営に関するガイドライン	P 5
行事に関するガイドライン	P 6
感染予防の視点に立った児童館の行事計画	P 7
参考資料：各児童館の取組例	P 8

児童館運営ガイドライン 総論

児童館運営ガイドラインの趣旨

新型コロナウイルス感染症については、今後長期的な対応が求められる。

児童館では、「新たなウイルスとともに社会で生きていかなければならない」という認識に立ち、感染症予防対策を講じながら運営する必要がある。本ガイドラインは、そのための運営の指針を示すものである。

児童館における感染症対策の考え方

・手洗い、マスクの着用、換気などの基本的な感染症対策の実施

自ら正しいタイミング・方法で手洗いや手指消毒液の使用、館内でのマスク着用、定期的な換気など、感染症対策の基本となる行動を実践するとともに、児童に対して指導を行う。

・3つの密を可能な限り回避する工夫

「3つの密」を可能な限り避けるよう、来館者に働きかける。また、児童館の性格上どうしても密になってしまう場合は、状況に応じて入場制限を設けたり、遊び・行事の制限を設けたりといった工夫をする。

・感染予防の視点に立った児童館の運営

新型コロナウイルスの感染拡大防止が求められる中、従来どおりに児童館を運営していくことは難しい。人数・遊びなど様々な面で、感染症対策の視点に立った工夫を行う。

職員は以上3点を念頭に置き、各施設の状況に応じた「新しい日常」を実践していくとともに、自身の体調管理・検温を日々行う。

児童館における基本的な取組姿勢

(児童館のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 令和2年6月 児童健全育成推進財団)

新型コロナウイルスへの感染を予防し、子どもの健全育成を推進していくために、児童館では以下の3点を基本的な取組姿勢とすることが求められる。

(1) 子どもを感染から守ること

- ・ 子どもの最善の利益を保障する児童福祉施設として、来館する一人ひとりの子どもを感染から守るだけでなく、集団全体の健康と安全を確保する必要がある。また、子どもの健康状態に目を配るとともに、子ども自身の感染症に対する知識と防疫力を高めることも重要である。
- ・ そのため、職員自身が感染防止に資するような知識の向上に努め、児童館における適切な感染症対策に取り組むことが重要である。

(2) 遊びを通じた健全育成活動を継続すること

- ・ 子どもにとって遊びは生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。(児童館ガイドライン第1章3-(2))
- ・ 子どもを感染症から守りつつ、どうしたら健やかに遊べるかという発想が大切である。新型コロナウイルスの特性を理解し、子どもたちとともに感染を避ける遊び方・過ごし方を工夫することが求められる。
- ・ 子育て支援や配慮を要する子ども・家庭への対応等、児童館の多様な機能についても、感染リスクのある状況下で実施できることに一つひとつ取り組み、児童館の役割を果たしていくことが重要である。

(3) 地域の実情に応じて判断すること

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生状況は地域によって大きく異なる上に、刻一刻と変化する。また、児童館の施設・設備や職員配置の状況も全国一律ではない。
- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域の指定を受けた地域内にある児童館については、リスク評価の検討結果を踏まえ、都道府県からの要請等に留意して、一層の館内外における感染拡大防止に向けた対応を行う。なお、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する。

環境整備に関するガイドライン

	緊急事態宣言 発令中	緊急事態宣言 解除後	留意点
基本的な 感染症対策	・来館者へのマスク着用の推奨	・来館者へのマスク着用の推奨	・暑い時期は熱中症に注意する
	・手洗いの励行依頼	・手洗いの励行依頼	・手洗いは30秒程度かけ、水と石けんで丁寧に洗う
	・玄関に手指用消毒液の設置	・玄関に手指用消毒液の設置	
	・冷水機は原則使用禁止	・冷水機は原則使用禁止	・水筒を持参していない児童には個別に対応する
	・エアコンを活用しつつ、30分に1回以上、 数分間程度の換気の実施	・エアコンを活用しつつ、30分に1回以上、 数分間程度の換気の実施	・体調を崩さないよう、室温管理に配慮しつつ 換気を行う ・冬季は適度な保湿(湿度40%以上)もする
来館者への 対応	・体調不良者の入場禁止	・体調不良者の入場禁止	・必要に応じて検温を実施する
	・来館カード等による来館者および 来館時間の把握(乳幼児親子も含む)	・来館カード等による来館者および 来館時間の把握(乳幼児親子も含む)	

手洗い後に手を拭くハンカチなどは個人持ちとして、共用しない。

石けんやアルコールを含んだ手指消毒液に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行う。

換気は2方向の窓を同時に開ける・2段階換気・換気扇の活用などの工夫をする。

日常運営に関するガイドライン

	緊急事態宣言 発令中	緊急事態宣言 解除後	留意点
衛生管理	・ 毎日2回の消毒の実施	・ 毎日1回の消毒の実施	・ 一般来館者の一斉退館は、状況に応じて対応
密集の回避	・ 入場制限の実施(通常時の50%を目安)	・ 人と人との間隔(1m)の確保	・ 屋外(屋上やグラウンド)の活用を検討する ・ 館内では大人数が集まらないように工夫する ・ 順路を設定するなど、館内の人の流れを工夫する
	・ 状況に応じて、貸出遊具や遊びの制限	・ 状況に応じて、貸出遊具や遊びの制限	・ 時間での入れ替え制を取り入れたり、複数日に分けて行うなどの工夫をする
昼食場所の提供	・ 感染防止対策を講じた上で、昼食場所の提供(孤食対応)を実施	・ 感染防止対策を講じた上で、一般来館者(乳幼児親子含む)の昼食場所の提供が可能	・ 向かい合って食べないなどの工夫をする

【参考】

玩具・共有物の消毒について

・ 次亜塩素酸ナトリウム薄め液(0.05%)や、アルコール消毒液(70%以上)、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)などを、ウイルスに対する有効性を確認し正しく使用する。

次亜塩素酸ナトリウムは金属を腐食させたり、脱色させたりする性質があることから、薄め液で拭いた後は水拭きをするとよい。

【0.05%次亜塩素酸ナトリウム薄め液の作り方】

塩素濃度 6 %次亜塩素酸ナトリウムの場合(商品名:ピューラックス・サンラックPなど)

水 3 リットルに対し、6 %次亜塩素酸ナトリウム 25 ミリリットル(キャップ1杯)

【有効性が認められた界面活性剤を含む洗剤の確認方法】

「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト」参照

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページで随時更新

行事に関するガイドライン

3つの密を回避できる行事に限り実施

	緊急事態宣言 発令中	緊急事態宣言 解除後	留意点
例月クラブ・外部講師	・例月クラブ、外部講師による事業は、感染防止対策を講じた上で実施 (定員は半数程度)	・例月クラブ、外部講師による事業は、感染防止対策を講じた上で実施	・工作道具などは共用せず一人ずつ準備し、使用後は消毒する
クッキング	・調理を伴う事業は中止	・調理を伴う事業は中止	・調理や水分補給以外の飲食を伴う活動は当面実施しない
児童館だより	・児童館だよりは、館内配布およびHP掲載 (学校等への配布は状況に応じて)	・児童館だよりは、館内配布およびHP掲載 (学校等への配布は状況に応じて)	
<p><u>当面の間 中止する事業</u></p> <p>「大人数が集まる(密集)」・「換気が難しい(密閉)」事業 連合行事や公共交通機関を使用した遠足など、自館以外の方と接触する事業 子どもたちと行う調理や飲食を伴う活動 子どもたちが密集する運動や、組み合ったり接触したりする運動</p>			

感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動として、以下のような活動が考えられる。

実施する場合は十分な人と人との間隔(1m)を確保したうえで実施する。

子どもたちが複数名で歌うこと

子どもたちが行うリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏

子どもたちと行う共同制作等の活動

感染症予防の視点に立った児童館の行事計画

行事などの実施は、その様態(場所、内容等)に応じて、以下の観点から検討する。

地域における感染状況

各地域における感染症の発生件数の推移等。

事業規模

参加者の数・密集度合、広域からの参加があるかどうか。

接触感染の可能性

参加者相互の接触や、共通して触れるものがどれだけあるか。

飛沫感染の可能性

開催場所の換気はどの程度可能か。参加者同士の距離はどの程度維持できるか。参加者が共に会話したりする場面がどれだけあるか。

飛沫感染：感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。

他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5) 文部科学省)

参考 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5) 文部科学省
児童館のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 令和2年6月 児童健全育成推進財団
新しい生活様式の実践例 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 令和2年6月

各児童館の取組例

< 受付の様子 >



< 冷水機の使用禁止 >



< 使える遊具を表示 >



< 距離を取って座れるよう表示 >

